

奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

【制度全般】

○ この制度は、いつから始まるのですか。

⇒令和6年度から開始予定です。(令和6年4月に入学する方・令和6年4月時点で前年度から在学中の方、いずれの学生も対象となります。)

○ 支援対象は、世帯年収がいくらまでですか。

⇒新たに支援する区分(第Ⅳ区分)の対象となる方は、モデルケースで世帯年収600万円程度(申請時点での年収)までです。

○ モデルケースとは何ですか。

⇒モデルケースでは、父(給与所得者)、母(無収入)、本人(18歳)、中学生以下のきょうだい、の4人(子供3人の場合は5人)世帯を想定しており、この場合は世帯年収600万円程度としています。家族構成や就業形態に応じて年収上限が変わります。

○ なぜ、600万円程度なのですか。

⇒今回の改正により、現行制度の対象となっていない中間所得層へ対象範囲を拡大する目的で、収入基準を引き上げました。

○ いつ申し込めば良いですか。

⇒令和6年度から新たに支援する区分の対象となる方については、在学採用(令和6年4月に新たに入学する方も、前年より在籍中の方も、4月以降に在籍する大学等を通じて申し込み)になる予定です。

現行制度の対象(非課税世帯～年収380万円程度までを対象)となる方については、これまでと同様に進学前の高校3年生時に高校を通じて申し込むことが可能です。

奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

【多子世帯支援】

- 多子世帯支援の支援対象は、どうなるのですか。
⇒扶養するお子さんの人数が3人以上である世帯の学生の方が対象となります。
- 多子世帯支援の場合、いくら支援されるのですか。
⇒全額支援となる第Ⅰ区分の4分の1(例えば私立大学に自宅外から通う場合、授業料減免と給付型奨学金を合わせて約40万円)の支援になります。
- 「扶養する子供が3人以上」とは、どういう意味ですか。
⇒申し込んだ時点で、扶養されているお子さんが3人以上であることとしています。仮にそのご家庭にお子さんが3人いたとしても、一番上のお子さんが社会人となって扶養から外れていれば、「扶養する子供」の数としては2人になります。
- 多子世帯支援とは、3人目の子が対象になるのですか。
⇒申し込んだ時点で、扶養されているお子さんが3人以上であることとしていますので、例えば、一番上のお子さんが大学生、下のお子さん2人が高校生以下である場合、一番上の大学生のお子さんは条件を満たしていることになります。
- どうして「扶養する子供」という条件があるのでしょうか。
⇒同時に複数のお子さんを扶養されていることの負担を軽減するためにこのような条件としました。
- 多子世帯支援と理工農系支援の両方に該当する場合、どちらが優先されますか。
⇒原則、多子世帯支援が優先されます。

奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

【理工農系支援】

- 理工農系支援の支援対象は、どうなるのですか。
⇒私立の大学・短大・高等専門学校・専門学校に通う学生の方が対象となります。
- 理工農系支援の場合、いくら支援されるのですか。
⇒人文社会科学系等の授業料平均との差額を支援する予定です。
- 理工農系支援の対象校(対象学部・学科)は、いつ分かりますか。
⇒大学等の要件を確認したうえで、令和5年8月末を目途に、文部科学省から公表する予定です。
- 理工農系支援とは、どの学部・学科が対象ですか。学部・学科の名称だけでは判断つきません。
⇒授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれていれば対象になります。また、学問分野をまたがる学部・学科も、理学・工学・農学が含まれれば対象となります。なお、専門学校の場合は、学科の属する分野が工業関係・農業関係の学科が対象となります。
対象となる具体的な学部・学科は、令和5年8月末を目途に、文部科学省から公表する予定です。
- 多子世帯支援と理工農系支援の両方に該当する場合、どちらが優先されますか。
⇒原則、多子世帯支援が優先されます。